

## 2 1. 学芸員の任用資格について

理学部（主に生物学科及び地球科学科）の学生は、所定の授業科目の単位修得により、学芸員の任用資格を得ることができます。本学部の学芸員課程では、博物館に関する知見に加え、理学部で学んだ専門知識を生かし、博物館において研究・教育・資料管理に従事することができる人材の養成を目的としています。

### 1. 学芸員とは

博物館におかれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的な職務に従事します。

### 2. 学芸員任用資格について

学芸員となる資格は、博物館法第5条第1項により、学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができます。

### 3. 「博物館に関する科目」について

学芸員任用資格を得るためには、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第1条に規定されている「博物館に関する科目」のすべての科目・単位（9科目19単位）を修得し、大学を卒業することが必要となります。

法令で定める「博物館に関する科目」（下表（A）欄）に対応する岡山大学での開講科目は（B）欄のとおりです。学芸員任用資格取得を希望する学生は、本学の定めるところにより（B）欄の「博物館に関する科目」の単位を修得してください。ただし、他学部開講科目が多いことから、所属学科の時間割と重複することも想定されますので、計画的な履修を心掛けてください。

また、今後授業科目等が変更となる可能性もありますので、掲示には十分注意してください。

(A) 法令で定める科目	(B) 岡山大学における対応授業科目				自然系 博物館実習 履修資格
	授業科目名	単位	開講学部	配当年次	
生涯学習概論	生涯学習論 A	1	教育学部	2～	○
	生涯学習社会論	1	文学部		
博物館概論	博物館概論	2	文学部	2～	必修
博物館経営論	博物館経営論	2	文学部	2～	○
博物館資料論	博物館資料論	2	文学部	2～	○
博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	文学部	2～	○
博物館展示論	博物館展示論	2	文学部	2～	○
博物館教育論	博物館による学習支援	2	文学部	2～	○
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2	文学部	2～	○
博物館実習	自然系博物館実習	3	理学部	3～	
計	計	19			

#### 4. 「自然系博物館実習」履修資格について

「自然系博物館実習」の履修資格は、上記3の表「自然系博物館実習履修資格」欄の科目に関し、以下の条件を満たしていることが必要です。

(A) 法令で定める科目について	
・ 「博物館概論」 (2単位)	} の 計8単位 を修得済であること
・ ○印の授業科目のうち3科目 (6単位)	

履修資格を満たした者又は満たす見込みの者を対象として、前年度の1月に「履修説明会」を実施します。また、別途「履修希望願」を提出する必要があります。

履修説明会や履修手続の詳細は、掲示により通知します。

## 2.2. 測量士補の資格について

測量士補は測量法によって定められた国家資格であり、基本測量又は公共測量に従事する作業を行うために必要となります。平成16年度以降入学の理学部地球科学科卒業生は、測量士補の資格が取得できます。

測量士補の資格取得には、以下の科目から40単位以上を修得して、地球科学科を卒業することが要件となります。

授業科目	単位数	要件単位数
現代地球科学1	1	
現代地球科学2	1	
現代地球科学3	1	
地球科学入門	1	
地球科学ゼミナール1	1	
地球科学ゼミナール3	1	
地球科学ゼミナール4	1	
地球科学ゼミナール7	1	
地球科学ゼミナール8	1	
基礎微分積分学Ⅰ	2	
基礎微分積分学Ⅱ	2	
現代数学要論Ⅰ	2	
現代数学要論Ⅱ	2	
基礎物理学1a	1	
基礎物理学1b	1	
基礎物理学2a	1	
基礎物理学2b	1	
基礎物理学実験	1	
地質図学演習	0.5	
固体地球物理学実験	1	
測量地理情報学実習	1	★
基礎岩石学	1	
造岩鉱物学	1	
地球連続体力学	2	
地球惑星化学A	2	
地球惑星化学B	2	
大気科学A	2	
大気科学B	2	
大気科学C	2	
大気科学D	2	
大気科学E	2	
大気科学F	2	
地球物理のための数学	1	
固体地球物理学	1	
変成岩成因論	1	
火成岩成因論	1	
情報地質学	1	
地震学	2	
地形学概説	1	★
変動地形学	1	★
地球惑星内部構造論A	2	
地球統計学	1	★
岩石鉱物学巡検	1	
情報地質学巡検	1	
地球科学特講2	1	

40

★の科目は必ず修得すること。

ただし、測量士補となるには、国土交通省国土地理院に登録申請を行うことが必要です。

※測量士補の登録手続については、国土交通省国土地理院にご確認ください。(国土地理院HP : <https://www.gsi.go.jp>)